

Tax update

移転価格規則の改正案

2010年2月

 **ERNST & YOUNG**
Quality In Everything We Do



はじめに

財務省は2009年に発行したCircular 117/2005/TT-BTCを修正・補足する移転価格に関するCircular 01/2009/TT-BTC草案に続き、移転価格に関する新たなCircular草案を意見聴取のために配布しました。このCircular草案はCircular 117に取って代わる見通しです。

Circular草案は既存の移転価格規則と税務管理法(2007年7月1日より施行)および改正法人所得税法(2009年1月1日より施行)との整合性確保を目的としたものです。これに加え、Circular 117の発効後、このCircularはその現実的な適用に影響するいくつかの問題と懸念を提起したため、Circular草案はこうした現実的な問題に対処する狙いがあります。

Circular草案の重要な変更点の概要を以下に記しました。

重要な変更点

適用範囲

Circular草案では適用範囲を関連当事者間取引のある企業に限定しています。Circular 117(Circular草案のセクションA第1条)の適用対象である個人は網羅していません。

関連当事者の定義

Circular草案では「関連当事者」の定義に有限責任会社が含まれることを明記しています。これに関しては草案の中で「株主持分」という文言を「所有者持分」に置き換え、「株式」を有しない企業(有限責任会社)であっても持分を所有していれば関連当事者になりうるとしています。

これに加え、Circular 117で定めている関連性の有無認定、すなわち別会社の「総資産」のうち20%を所有していれば関連当事者になるという規定はCircular草案から削除されています。

また、Circular草案では関連性の有無認定に関する条件を1つ追加しています。他社の投資資本のうち20%以上に相当する保証を付与するか融資を提供する企業は関連当事者とみなされます(Circular草案のセクションAパラグラフ4.3(e)第3条)。

「重要な差異」の定義

Circular草案は「重要な差異」の定義を具体的に規定しています。それによると、取引した製品単価の1%以上の増減または粗利益率や利益率の0.5%以上の増減を誘発する全ての要因は重要な差異とみなされます(Circular草案のセクションAパラグラフ7第3条)。こうした要因が重要な差異を生む場合、比較可能取引の財務情報を適切に修正する必要があります。



重要な変更点(続き)

比較分析に関するガイダンス

Circular草案では、合算取引の場合には売値は全合算取引のうち最高値、買値は全合算取引のうち最安値とすることを強調しています(Circular草案のセクションB/パラグラフ1.44第4条)。

市場価格算出方法の適用原則に関するガイダンス

Circular草案では新たに算出方法の百分位数の使用方法を定義しています。

一定の特別な状況における市場価格の計算規定に関するガイダンス

Circular草案では、異例な売買取引における独立企業間の条件による価格の決定方法について、明確なガイダンスを提供することを目指しています。Circular草案は移転価格の修正に関し、次の如く規定しています。

売却取引の場合、単価、粗利益率、または利益率が四分位範囲の中間値を下回るのであれば、独立企業間の条件による価額は四分位範囲の中間値以上に相当する価額となります(Circular草案のセクションB/パラグラフ1.3第6条)。その狙いは、ベトナム側の売手が独立企業間の条件による範囲の上限で代金の請求を行うことを義務づけることです。

購入取引の場合、単価、粗利益率、または利益率が四分位範囲の中間値を上回るのであれば、独立企業間の条件による価額は四分位範囲の中間値以下に相当する価額となります(Circular草案のセクションB/パラグラフ1.3第6条)。これにより、ベトナム側の買手が購入する物品・役務の価格は独立企業間の条件による範囲の中間値未満に限定されます。

外国語表示の証憑書類に関する要件

外国語書類の適法化に関する要件は撤廃されました。企業は会計法の関連規定を順守し、その翻訳につき全責任を負います。

Circularの効力

Circular草案は署名日の45日後より発効します。これはCircular 117のほか、Circular 117の発効日変更に関する2006年1月4日付けDecision 37/2006/QD-BTCIに取って代わります。



重要な変更点(続き)

関連当事者間取引に関する情報の申告様式(付録01)

税務管理法との整合性を図るため、Circular 117に添付のAppendix 1 – GCN/HTQTにあるForm GCN-01/TNDNは、Appendix 1 – GCN/CCにあるForm GCN-01/QLTに置き換わります。

新様式への変更点を以下に列挙しました。

・この様式は、各取引区分に属する関連当事者毎および取引毎の市場価格算出方法の記載を義務づけています。

・この様式は、Circular草案の定義に沿った関連当事者との関係の種類に関する開示を義務づけています。

弊社による支援

「関連当事者間取引の申告」の提出期限は3月31日であることにご留意ください(12月31日を期末とする企業の場合)。アーンスト・アンド・ヤングでは、Form GCN-01/TNDNまたは「関連当事者間取引の申告」の作成、並びに移転価格に関する必要証憑書類の作成にあたって専属の人材が支援を提供しております。

この期限に間に合うよう、支援が必要であれば弊社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

このプレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ホーチミン市事務所

ナム・グエン パートナー
Nam.Nguyen@vn.ey.com

カルロ・ナバロ パートナー
Carlo.Navarro@vn.ey.com

ハノイ事務所

フーン・ヴー パートナー
Huong.Vu@vn.ey.com

このプレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する移転価格業務の詳細については、以下の移転価格担当マネージャーにも問い合わせることができます。

レア・グラシア・モリーナ マネージャー
Lea.Grace.Molina@vn.ey.com

ファット・タン・グエン マネージャー
Phat.Tan.Nguyen@vn.ey.com

フーン・グエン・ヴー マネージャー
Huong.Nguyen.Vu@vn.ey.com

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakaijima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000038

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn